

財産形成積立定期預金規定

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の財産形成積立定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. (利息) (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……上記(1)の適用利率×50% ③ 1年以上3年未満……上記(1)の適用利率×70% (5) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第6条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (1) (略) (2) (略) (3) 前2項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>7. (規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……上記(1)の適用利率×50% ③ 1年以上3年未満……上記(1)の適用利率×70%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記第5条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第5条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) (略) (4) (略) (6) (略)</p> <p>6. (規定の変更等) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>